

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年3月30日

徳島市監査委員	稲井	博
同	工藤	誠介
同	中西	裕一
同	梶原	一哉

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査対象団体 | 徳島県ライフル射撃連盟（公の施設の指定管理者）                      |
| 2 対象期間等  | 平成29年4月1日から12月31日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 3 指定管理   |  |
| ア 施設名    | 徳島市ライフル射撃場                                   |
| イ 指定期間   | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで                      |
| ウ 指定管理料  | 平成29年度指定管理料 2,602,000円                       |

#### 第2 監査の実施期間

平成30年1月19日から3月26日まで

#### 第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### 第4 監査の結果

徳島県ライフル射撃連盟の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、施設の利用に際し、規則に定める申請書の受理及び承諾書の交付が適正に行われていなかった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。